

技 第 8 2 号
令和7年4月17日

隠岐支庁各関係局長
農林水産部各関係課長
農林水産部各地方機関の長
土木部各関係課長
土木部各地方機関の長

} 様

土木部技術管理課長

熱中症対策に係る現場管理費補正の試行の一部改定について（通知）

このことについて、令和5年12月19日付け技第509号「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行についての一部改定について」により取り組みを進めていますが、この度、手引きを下記のとおり一部改定しましたので、関係職員に周知願います。

なお、市町村へは別途参考送付しています。

記

1. 改定内容

熱中症対策に係る費用の対象区分の追加

（現場環境改善費における熱中症対策との区分を明記し、併用可能とした）

2. 適用

令和7年5月1日以降に起案する発注工事

なお、令和7年4月30日以前に起案した発注工事においても、令和7年5月1日以降に行う熱中症対策については、本手引きに基づき、現場環境改善費との併用が可能です。

3. その他

（1）積算方法は、令和5年12月19日付け技第510号「熱中症対策に係る現場管理費補正の積算方法の一部改定について」によるものとします。

（2）改定後の「島根県熱中症対策に係る現場管理費補正試行の手引き」は、技術管理課のホームページに掲載します。また、「職員ポータルライブラリ」に併せて登録します。なお、「職員ポータルライブラリ」の登録先は下記のとおりです。

土木部－技術管理課－01-03-395【設計積算基準関連通知】「島根県熱中症対策に係る現場管理費補正」

問い合わせ先

土木部 技術管理課

土木設計基準係／農林設計基準係

電話：0852-22-5941／5942

新 旧 対 照 表

○島根県熱中症対策に係る現場管理費補正試行の手引き

改定前	改定後
<表 紙> 「島根県熱中症対策に係る現場管理費補正試行」 の手引き（案） 令和 5 年 12 月改定 島根県土木部技術管理課	「島根県熱中症対策に係る現場管理費補正試行」 の手引き <u> </u> 令和 <u>7</u> 年 <u>5</u> 月改定[↓] 島根県土木部技術管理課

新 旧 対 照 表

○島根県熱中症対策に係る現場管理費補正試行の手引き

改定前	改定後
削除 7. 既契約工事における変更 (1) 気温の計測期間 「令和元年 6 月 1 0 日付け技第 1 3 6 号 熱中症対策に係る現場管理費補正の試行について（通知）」の通知日以降に受発注者協議により「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を計測するものとする。 港湾空港課及び漁港漁場整備課が所管する建設工事にあつては、「令和元年 1 0 月 1 8 日付け技第 2 9 0 号 「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行について」の一部改定について（通知）」の通知日以降に受発注者協議により「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を計測するものとする。 なお、計測方法等については、本手引き「5. 気温の測定方法等」に準じること。 (2) 積算方法等 既契約工事における真夏日率の算出方法は、以下の式によるものとする。 $\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$ その他の積算方法は、本手引き「6. 積算方法等」によるものとする。 8. その他 上記の取り扱いについて、地域の実状等により、対応が困難な場合については、これらによらないことができる。	追記 7. 熱中症対策に係る費用の対象区分 熱中症対策に係る費用は、本手引きによる現場管理費補正のほか、現場環境改善費でも計上することができる。なお、使い分けは下記を参考とすること。 ■現場管理費補正：主に作業員個人に対する熱中症対策費用（塩飴、経口補水液等の飲料水、冷却用品、空調服、熱中症対策キットなど） ■現場環境改善費：主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用（冷水機、冷蔵庫、製氷機、大型扇風機、送風機、ミストファン、遮光ネット、日よけテントなど）

新 旧 対 照 表

○島根県熱中症対策に係る現場管理費補正試行の手引き

改定前	改定後
<最終頁> ≪改定等一覧≫ ○ 令和元年 6 月 1 0 日付け技第 1 3 6 号 「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行について」 試行の手引きを策定 ○ 令和元年 1 0 月 1 8 日付け技第 2 9 0 号 「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行についての一部改定について」 対象工事の追加（港湾、空港、漁港漁場） ○ 令和 2 年 8 月 2 8 日付け技第 2 2 5 号 「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行の一部改定について」 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事における真夏日の対象となる日最高気温を改定 ○ 令和 3 年 3 月 3 1 日付け技第 5 4 5 号 「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行の一部改定について」 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事における真夏日の対象となる日最高気温を改定（土木部港湾空港課（港湾事業）、農林水産部漁港漁場整備課所管の建設工事を追加） ○ 令和 5 年 5 月 3 1 日付け技第 1 8 1 号 「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行の一部改定について」 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事における真夏日の対象となる日最高気温の特例規定を廃止 ○ 令和 5 年 1 2 月 1 9 日付け技第 5 0 9 号 「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行の一部改定について」 真夏日の判断基準に暑さ指数（WBGT）を追加	≪改定等一覧≫ ○ 令和元年 6 月 1 0 日付け技第 1 3 6 号 「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行について」 試行の手引きを策定 ○ 令和元年 1 0 月 1 8 日付け技第 2 9 0 号 「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行についての一部改定について」 対象工事の追加（港湾、空港、漁港漁場） ○ 令和 2 年 8 月 2 8 日付け技第 2 2 5 号 「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行の一部改定について」 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事における真夏日の対象となる日最高気温を改定 ○ 令和 3 年 3 月 3 1 日付け技第 5 4 5 号 「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行の一部改定について」 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事における真夏日の対象となる日最高気温を改定（土木部港湾空港課（港湾事業）、農林水産部漁港漁場整備課所管の建設工事を追加） ○ 令和 5 年 5 月 3 1 日付け技第 1 8 1 号 「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行の一部改定について」 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事における真夏日の対象となる日最高気温の特例規定を廃止 ○ 令和 5 年 1 2 月 1 9 日付け技第 5 0 9 号 「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行の一部改定について」 真夏日の判断基準に暑さ指数（WBGT）を追加 （追加） ○ 令和 7 年 4 月 1 7 日付け技第 8 2 号 「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行の一部改定について」 熱中症対策に係る費用の対象区分の追加

「島根県熱中症対策に係る現場管理費補正試行」 の手引き

令和 7 年 5 月改定

島根県土木部技術管理課

1. はじめに

本手引きは、島根県土木部（建築住宅課を除く）・農林水産部（森林整備課除く）が所管する建設工事等において、熱中症対策に係る現場管理費補正（以下、本補正という）を試行するに当たり、必要な事項を定めたものである。

2. 用語の定義

（1）真夏日

日最高気温が30度以上の日、または日最高暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上、または暑さ指数（WBGT）が25度以上の場合とする。

（2）工期

工事の始期から工事完成日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（3）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$

3. 実施方法

- （1）本補正は、契約後、受注者の希望により現場管理費の補正を実施する受注者希望型とする。
- （2）受注者は、契約後の施工計画書の提出時、「（18）その他」に本補正の実施希望の有無、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、提出するものとする。

4. 設計変更

発注者は、受注者からの報告により、真夏日率を用いて精算時に設計変更するものとする。

5. 気温の計測方法等

（1）計測方法

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温、または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(2) 計測結果の報告

受注者は、施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出するものとする。

6. 積算方法等

- (1) 島根県土木部（建築住宅課を除く）及び農林水産部（森林整備課を除く）が所管する以下の建設工事。

- ・主たる工種が屋外作業である工事（6.（2）、（3）の工事を除く）
- ・道路、河川等の維持管理業務委託

1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて、以下の式により補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$	※ 補正係数：1. 2
---	-------------

2) 現場管理費

本補正を含めた現場管理費の算出は以下の式による。

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{施工地域を考慮した補正係数}) + \text{補正値})$$

3) 点在する施工箇所をまとめて発注する場合の積算への適用

点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

- (2) 島根県土木部港湾空港課及び農林水産部漁港漁場整備課が所管する以下の建設工事。

- ・港湾・漁港漁場構造物工事
- ・浚渫工事
- ・海岸工事

1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて、以下の式により補正率を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$\text{補正率 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$	※ 補正係数：1. 2
---	-------------

2) 現場管理費

本補正を含めた現場管理費の算出は以下の式による。

$$\text{対象純工事費} \times (\text{現場管理費率} + \text{施工地域を考慮した補正値} + \text{補正率})$$

3) 他補正との重複

「緊急工事の場合」と重複する場合の補正率は、両方合わせて最高2%までとする。

4) 点在する施工箇所をまとめて発注する場合の積算への適用

点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

- (3) 島根県土木部港湾空港課が所管する以下の建設工事。

- ・空港土木工事

1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて、以下の式により補正率を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$\text{補正值（％）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$

※ 補正係数：１，２

２）現場管理費

本補正を含めた現場管理費の算出は以下の式による。

$$\text{対象純工事費} \times (\text{現場管理費率} + \text{施工地域を考慮した補正值} + \text{補正值})$$

３）他補正との重複

「緊急工事の場合」と重複する場合の補正率は、両方合わせて最高２％までとする。

４）点在する施工箇所をまとめて発注する場合の積算への適用

点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

７．熱中症対策に係る費用の対象区分

熱中症対策に係る費用は、本手引きによる現場管理費補正のほか、現場環境改善費でも計上することができる。なお、使い分けは下記を参考とすること。

■**現場管理費補正**：主に作業員個人に対する熱中症対策費用（塩飴、経口補水液等の飲料水、冷却用品、空調服、熱中症対策キットなど）

■**現場環境改善費**：主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用（冷水機、冷蔵庫、製氷機、大型扇風機、送風機、ミストファン、遮光ネット、日よけテントなど）

８．その他

上記の取り扱いについて、地域の実状等により、対応が困難な場合については、これらによらないことができる。

≪改定等一覧≫

- 令和元年 6 月 1 0 日付け技第 1 3 6 号
「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行について」
試行の手引きを策定
- 令和元年 1 0 月 1 8 日付け技第 2 9 0 号
「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行についての一部改定について」
対象工事の追加（港湾、空港、漁港漁場）
- 令和 2 年 8 月 2 8 日付け技第 2 2 5 号
「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行の一部改定について」
新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事における真夏日の対象となる日最高気温を改定
- 令和 3 年 3 月 3 1 日付け技第 5 4 5 号
「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行の一部改定について」
新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事における真夏日の対象となる日最高気温を改定（土木部港湾空港課（港湾事業）、農林水産部漁港漁場整備課所管の建設工事を追加）
- 令和 5 年 5 月 3 1 日付け技第 1 8 1 号
「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行の一部改定について」
新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事における真夏日の対象となる日最高気温の特例規定を廃止
- 令和 5 年 1 2 月 1 9 日付け技第 5 0 9 号
「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行の一部改定について」
真夏日の判断基準に暑さ指数（WBGT）を追加
- 令和 7 年 4 月 1 7 日付け技第 8 2 号
「熱中症対策に係る現場管理費補正の試行の一部改定について」
熱中症対策に係る費用の対象区分の追加